

【受付期間を延長】豊岡市農業委員会「農業委員」の募集要項
【 2025 年 12 月 5 日（金）まで 】

任期満了に伴い、改めて農業委員を次のとおり募集し、受付期間を延長します。

1 募集人数

19人（団体等からの推薦及び応募者の中から、認定農業者を原則過半数、利害関係のない者1人以上、性別や年齢に著しい偏りが生じないよう配慮して選任します。）

2 任用期間

2026年4月21日から2029年4月20日まで

3 身分

豊岡市特別職の非常勤職員

※地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職（就任について地方公共団体の議会の同意によることを必要とする職で非常勤の職）

4 職務内容

農地の権利移動や農地転用の審査業務（毎月）、担い手への農地利用の集積・集約化（「地域計画」の見直しを含む。）、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務で、農業委員活動を行う上では、次の地域を割り当てます（豊岡地域、城崎地域、竹野地域、日高地域、出石地域、但東地域）。

また、農地利用最適化推進委員と共同して業務にあたることがあります。

5 報酬（月額）

会長 47,700円

会長職務代理者 37,800円

委員 33,700円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 豊岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参により、豊岡市農業委員会事務局にご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

個人が推薦する場合 ※推薦者が2名以上の場合は、「別紙」に記入のうえ、添付してください。	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

農業委員会事務局及び各振興局地域振興課の窓口にも備えるほか、次の豊岡市ホームページからもダウンロードできます。

《豊岡市ホームページのアドレス》 <https://www.city.toyooka.lg.jp>

8 受付期間

2025年12月5日（金）まで【必着】

※持参する場合 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

12月1日から：開庁日の午前9時から午後4時30分まで（時間短縮）

9 選定方法

豊岡市農業委員会委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類を基に選定します。
（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

結果については、豊岡市ホームページ等により公表し、2026年3月下旬（予定）に申込者全員に文書で通知します。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

豊岡市農業委員会事務局（豊岡市役所 本庁舎2階 窓口9番）

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

電話 0796-21-9021（直通）

11 その他

提出のあった推薦及び応募に係る書類を基に次の内容をまとめ、受付期間の中間及び終了後に豊岡市ホームページにて公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を豊岡市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が豊岡市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数